

インターネット上の人権侵害事象に対処するための提案

令和3年7月

大 阪 府

インターネット上の人権侵害事象に対処するための提案

大阪府知事 吉村 洋文

表現の自由は、日本国憲法に明記された基本的人権の中でも最も重要とされる権利の一つとして最大限尊重されるべきものであり、インターネット上の表現行為についても同様である。

しかしながら、表現の自由の名の下に他人の人権を侵害することは、到底許されるものではない。

インターネットは、現代の生活において必要不可欠なインフラであり、とりわけスマートフォンの普及とともにソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の利用が拡大しており、これまで以上に、簡単に情報の発信や共有ができるようになった。

その一方で、インターネット上には、特定の個人や団体に対する誹謗中傷や名誉を毀損するような情報が多数存在しており、なかには、人の心を深く傷つけ命に関わるほどの深刻な誹謗中傷やプライバシーを侵害する情報、ヘイトスピーチのような集団に対する差別的言動、特定の地域が同和地区である、又はあったとする情報など、人権上、極めて悪質な情報もあり、大きな社会問題となっている。

被害者の救済のためには、こうした人権侵害情報は迅速に削除される必要があるが、被害者が司法判断に至るには、費用や時間の負担が非常に重いものとなっている。

また、同和地区の摘示のような特定人を対象としていない人権侵害については、差別を助長・誘発するおそれが高いにも関わらず、特定の被害者が具体的な損害を受けたことが明確ではなく、法律上又は事実上、個人では有効に対処することが著しく困難となっている。

国は、法務省通知により、特定の地域が同和地区である旨の摘示は「違法性がある」と明記し、また、集団に対する差別的言動について、当該集団等に属する者であれば精神的苦痛等を受けるような性質のものであったといえるか否かを社会通念に照らして人権侵犯性を客観的に判断する旨明記している。

法務省人権擁護機関では、被害者等からの申告に基づき、違法性があると判断した人権侵害情報について、その情報が掲載されたサイトを運営するプロバイダ等に対して削除要請を行っているが、要請に応じるかの判断はプロバイダ等に委ねられ、削除は進んでいない状況である。

本年、国においては「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」という。)」を改正し、被害者の訴訟負担の軽減を図るため、新たな裁判手続き(非訟手続)を創設するなど、人権侵害情報の発信者を特定しやすくする対策を行った。また、4月に設置された「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」に参加し、情報の削除の実効性を高めるた

めの研究が進められている。こうした不斷の取組みが被害者の早期救済や発信者に対する抑止など、真に被害者救済につながることを期待している。

しかしながら、新たな制度でも、削除の判断は裁判所やプロバイダ等に委ねられており、人権侵害情報の早期の削除に必ずしもつながるものではない。SNS 上の誹謗中傷により、現実に自死により人命が奪われたり、国が違法性があるとしている悪質な情報がネット上に放置されたままであるなど、昨今のインターネット上の人権侵害の深刻さを考えると、人権上、極めて悪質な情報については、公権力の行使をもって削除や公衆が閲覧することができないようにするための措置など、強力な法整備を検討すべき時期に来ている。こうした取組みは、日本国憲法によって保障された表現の自由の制限にもつながるものであり、また、匿名性、情報発信の容易さ、拡散性等インターネットの特性を踏まえると、国において、統一的な考え方の下で検討すべきである。

特に同和問題については、昭和 50 年代の「部落地名総鑑」事件に際し、国は、総理府総務長官、労働大臣が談話を発表し、回収、焼却など国をあげて対応した。インターネット上の同和地区である、又はあつたと指摘する情報を流布する行為は社会に与える影響が大きく、当時の対応と同様に実効性のある対処が求められる。

そこで、強制力のある制度が構築されるまでの間、当面の緊急的な措置として、重大かつ深刻な被害を及ぼす人権上、極めて悪質な情報に絞り、早期の削除等につながる実効性のある事後的対処方策を以下のとおり提案する。

国におかれでは、表現の自由の保障について十分に考慮しつつも、総務省と法務省の連携のもと、実効性のある対策を早急に講じられたい。

提案1 プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行った場合における賠償責任の免責 (プロバイダ責任制限法第3条第2項の改正)

プロバイダ等が被害者等からの要請に基づきインターネット上の情報の削除等を行おうとする場合、プロバイダ等自身が当該情報についての違法性を判断する必要があり、さらに、プロバイダ等が当該情報について違法性があると判断し、削除等を行うと、その削除等が違法であるとして発信者から提訴される可能性がある。

プロバイダ責任制限法第3条第2項第1号において、プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行った場合、他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったときには、情報発信者に生じた損害について賠償責任が免責されると定められてはいるが、その違法性は裁判により明らかになるものであり、訴訟リスクが無くなるものではない。

たとえ法務省人権擁護機関が、違法性があると判断し、プロバイダ等へ削除要請を行つた人権侵害情報であっても、プロバイダ等が削除しようとする場合には、あらためて、発信者からの訴訟リスクを負いながら判断する必要がある。

このようにプロバイダ等にとって、人権侵害情報の削除は、非常に負担が大きいものとなっており、裁判所の命令や判決といった司法判断が出るまで、人権侵害情報の削除等が行われず、放置されたままになることがある¹。

そこで、プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行うに当たって、その違法性の判断や訴訟リスクといった負担を軽減し、迅速に削除等が行われるよう、法務省人権擁護機関が人権侵犯事件調査処理規程等に基づき、違法性がある情報と判断し、プロバイダ等へ削除要請を行つた情報について、プロバイダ等が削除等を行つた場合には、発信者に生じた損害について賠償責任を免責する旨をプロバイダ責任制限法第3条第2項に規定していただきたい。

¹ 例えば、同和問題に関し、法務省は、依命通知(平成30年12月27日付)において、「特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものである」、「〇〇地区は同和地区であった(ある)。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべき」と明記している。しかしながら、今なお、このような違法性のある情報が、プロバイダ等の判断により、削除されず残されている。

提案2 サイトブロッキングの実施

(海外サーバを利用しているものなど提案1では対応が難しいもの)

インターネット上の人権侵害情報について、例えば海外サーバから直接発信されているものなど、提案1で示したような国内プロバイダ等に対する措置だけでは対処できない場合がある。

この場合、有効な対応策となるのが、ウェブサイトの閲覧者が特定のサイトにアクセスできないようにするサイトブロッキング²であり、通信を阻止することによって、悪質な人権侵害情報の流通を遮断することができる。

サイトブロッキングを行うに当たっては、閲覧者の個々の通信内容を把握する必要があることから、通信の秘密の侵害(電気通信事業法第4条)に該当するものと考えられるが、児童ポルノに関しては、児童の権利を踏みにじるものであり、絶対に許されるものではないという考え方のもと、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第16条の3において事業者に送信防止措置の努力義務を課すとともに、第三次児童ポルノ排除総合対策³において国が事業者の取組みを後押しし、実際に事業者団体がサイトブロッキングを実施しているところである。

児童ポルノのように明確に法令で規制されていない情報であっても、人権を著しく侵害するような情報が流通することによる被害者の苦しみは同様である。

そこで、人権上、極めて悪質と判断される情報の発信に限った上で、表現の自由の保障に十分配慮しつつ、サイトブロッキングを実施できるよう、事業者団体と協議の上、関係法令の改正や必要な制度整備を行っていただきたい。

² いわゆるブロッキングとは、ユーザがあるウェブサイトを閲覧しようとする場合に、当該ユーザにインターネットアクセスを提供するISP等が、ユーザの同意を得ることなく、児童ポルノサイト等予め決められた一定のサイトへのアクセスに係るホスト名、IPアドレスないしURLを検知し、そのアクセスを遮断する措置をいう。「安心ネットづくり促進協議会児童ポルノ対策作業部会法的問題検討サブワーキング報告書」(平成22年3月30日)

³ 第三次児童ポルノ排除総合対策(平成28年7月 犯罪対策閣僚会議)

インターネット上の児童ポルノについては、児童の権利を著しく侵害するものであり、児童の権利を保護するためには、サーバの国内外を問わず、画像発見後、速やかに児童ポルノ掲載アドレスリストを作成し、ISP等によるブロッキングを行う必要がある。(中略)インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用にも配意しつつ、ISP等のブロッキングの自主的な導入を促進し、その実効性を確保するため、各種対策を講ずる。

提案3 第三者機関(人権救済機関)の設置

インターネットは、誰もが情報の受発信の仕組みに容易にアクセスすることができ、発信した情報は、匿名性が高く、瞬時に世界中に拡散し、しかも、後から取り消しや撤回をすることが極めて困難であるという特性がある。

そのため、その人権侵害情報への対応には、相当の迅速性が求められており、もはや従来型の対処方策では対応することができない状況になっている。

国として、これまでのように当事者間の話し合いや訴訟に委ねるのではなく、表現の自由を尊重しつつ、インターネットの特性を踏まえ、どういった情報発信について、どの程度表現の自由の制約を許容するのか、具体的に示すことが求められている。

また、提案1及び2について、具体的に実施するに当たっても、対象とする人権侵害情報の適否の判断が難しい課題となる。

そこで、表現の自由の制限のあり方や具体的な対処方策について検討協議し、また、インターネット上の人権侵害をはじめとする様々な人権侵害に対して迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を国に設置していただきたい。

なお、人権救済機関のあり方に関しては、これまでから様々な意見があるところであり、具体的な制度設計の検討にあたっては、地方公共団体を含め、幅広く意見を聞きながら進めさせていただきたい。